

(議) 第 9 号

秋田市議会会議規則の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成24年11月30日

提出者

秋田市議会議員 鎌 田 修 悦
外37名

秋田市議会議長 小木田 喜美雄 様

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「そなえ、法第115条の2」を「備え、法第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第141条」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第161条を第168条とする。

第8章中第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項中「第49条（秘密の保持）第2項又は第106条（秘密の保持）第2項」を「第49条第2項又は第113条第2項」に改め、同条を第160条とする。

第5章中第152条を第159条とし、第144条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げ、同章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とし、同章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げ、同章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とし、同章第2節中第104条を第111条とし、第88条から第103条までを7条ずつ繰り下げ、同章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第79条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第78条第2項中「速記法によって速記する」を「議長が定める方法により記録する」に改め、同条を第85条とする。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条から第83条までの規定を準用する。

別表中「第159条関係」を「第166条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正（平成24年法律第72号）に伴い会議における公聴会の開催の手續等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。